

○津山圏域資源循環施設組合財政事情の公表に関する条例

平成21年10月9日

津山圏域資源循環施設組合条例第17号

(目的)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項の規定により管理者の住民に対する財政に関する事項（以下「財政事情」という。）の公表は、この条例の定めるところによる。

(準用)

第2条 財政事情の公表に関する事項については、津山市財政事情の公表等に関する条例（昭和39年津山市条例第4号）を準用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。